○新潟県柏崎市景観条例施行規則

平成２８年６月２１日規則第８０号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）及び新潟県柏崎市景観条例（平成２８年条例第３４号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第２条　条例第２条第１項に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

⑴　太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する再生可能エネルギー発電設備

⑵　煙突

⑶　電波塔、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

⑷　鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（架空電線路用のもの、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第１７号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第５号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものにあっては、地盤面からの高さが１５メートル以上のもの）

⑸　高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

⑹　石油類、ガス類、穀物、飼料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設

⑺　クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他の製造施設

⑻　汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

⑼　立体駐車場

⑽　擁壁及び垣（生垣を除く。）

⑾　門、塀及び柵（カザテを含む。）

⑿　ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔その他の遊戯施設

⒀　前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

第２章　景観計画の策定等

（住民等による提案）

第３条　景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成１６年農林水産省・国土交通省・環境省令第１号。以下「景観計画省令」という。）第４条に規定する提案書は、景観計画提案書（別記第１号様式）とする。

２　前項に規定する提案書には、景観計画省令第４条各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　景観計画省令第４条第１号に規定する景観計画の素案の対象となる土地の区域（以下「計画提案区域」という。）を示す図面で縮尺２,５００分の１以上のもの

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

３　景観計画省令第４条第１号に規定する景観計画の素案には、法第８条第２項各号及び第３項に掲げるもののほか、次に掲げる内容を記載するものとする。

⑴　計画提案区域の概況

⑵　計画提案区域に係る届出の対象となる行為

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

４　景観計画省令第４条第２号に規定する書類は、景観計画提案同意書（別記第２号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　計画提案区域の地籍図

⑵　計画提案区域の土地所有者等の一覧表

⑶　計画提案区域の土地の登記事項証明書

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第４条　法第１４条第１項の規定による通知は、景観計画提案不採用通知書（別記第３号様式）により行うものとする。

第３章　行為の規制等

（景観計画区域内における行為の届出等）

第５条　景観法施行規則（平成１６年国土交通省令第１００号。以下「施行省令」という。）第１条第１項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（別記第４号様式）とする。

２　法第１６条第２項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出

書（別記第５号様式）により行うものとする。

３　前項に規定する変更届出書には、施行省令第１条第２項各号に掲げる図書を添付するものとする。

４　条例第９条第１号及び第２号に規定する行為をする場合にあっては、第１項の届出書及び第２項の変更届出書に、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺２，５００分の１以上のもの

⑵　当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

⑶　設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺１００分の１以上のもの

５　条例第１３条第２号に規定する景観チェックリストは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

⑴　景観チェックリスト（景観計画区域のうち景観形成重点地区以外の区域）　別記第６号様式（その１）

⑵　景観チェックリスト（景観形成重点地区（椎谷地区））　別記第６号様式（その２）

⑶　景観チェックリスト（景観形成重点地区（荻ノ島地区））　別記第６号様式（その３）

６　条例別表第１及び別表第２に規定する重点地区ごとに規則で定めるものは、柏崎市景観計画に定める景観形成重点地区のうち椎谷地区において、第２条第１１号に規定する工作物とする。

（事前協議）

第６条　条例第１４条第１項の規定による事前の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、景観計画区域内における行為の事前協議書（別記第７号様式）により市長に申し出るものとする。

２　市長は、事前協議が完了したときは、当該事前協議をした者に対し、事前協議結果通知書（別記第８号様式）により、その結果を通知するものとする。

（勧告）

第７条　法第１６条第３項の規定による勧告は、勧告書（別記第９号様式）により行うものとする。

（勧告に従わなかった旨の公表）

第８条　市長は、条例第１９条の規定による公表（以下「公表」という。）をしようとすると

きは、当該公表に係る勧告を受けた者に対し、氏名等公表通知書（別記第１０号様式）により通知するものとする。

２　公表は、新潟県柏崎市公告式条例（昭和２５年条例第２１号）に規定する掲示場に掲示する方法その他適当と認められる方法により行うものとする。

（変更等命令）

第９条　法第１７条第１項の規定による命令は、変更等命令書（別記第１１号様式）により行うものとする。

（原状回復等命令）

第10条　法第１７条第５項の規定による命令は、原状回復等命令書（別記第１２号様式）により行うものとする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第11条　法第１６条第５項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（別記第１３号様式）により行うものとする。

２　前項に規定する通知書には、施行省令第１条第２項各号に掲げる図書（条例第９条第１号及び第２号に規定する行為をする場合にあっては、第５条第４項各号に掲げる図書）を添付するものとする。

３　前２項の規定は、第１項の通知書の内容を変更する場合について準用する。

（行為の中止の報告）

第12条　条例第１５条の規定による報告は、景観計画区域内における行為の中止届出書（別記第１４号様式）により行うものとする。

（変更等命令を行うことができる期間の延長の通知）

第13条　法第１７条第４項の規定による通知は、変更等命令の期限の延長についての通知書（別記第１５号様式）により行うものとする。

（変更等命令に伴う報告）

第14条　法第１７条第７項に規定する報告書は、変更等命令に伴う実施状況報告書（別記第１６号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　変更等命令の内容を反映した図面

⑵　措置の実施状況が確認できる写真

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（原状回復等を行おうとする者及び立入検査等をする者の身分を示す証明書）

第15条　法第１７条第８項及び条例第１６条第３項に規定する証明書は、身分証明書（別記第１７号様式）とする。

（行為の着手の制限期間の短縮）

第16条　市長は、法第１８条第２項の規定により同条第１項本文に規定する期間を短縮するときは、法第１６条第１項又は第２項の規定による届出をした者に対し、行為の着手を制限する期間の短縮についての通知書（別記第１８号様式）により通知するものとする。

第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案）

第 17 条　法第２０条第１項若しくは第２項又は法第２９条第１項若しくは第２項の規定による提案は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案書（別記第１９号様式）により行うものとする。

２　前項に規定する提案書のうち、景観重要建造物に係る提案書には、施行省令第７条第１項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　当該敷地内における建造物の位置を表示する図面で縮尺１００分の１以上のもの

⑵　提案する建造物と一体となって良好な景観を形成している土地の地籍図

⑶　提案する建造物の所有者等の一覧表

⑷　提案する建造物の建物及び土地の登記事項証明書

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

３　第１項に規定する提案書のうち、景観重要樹木に係る提案書には、施行省令第１２条第１項各号又は都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成１６年農林水産省・国土交通省令第４号。以下「樹木省令」という。）第２条第１項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　提案する樹木の位置を表示する図面で縮尺１００分の１以上のもの

⑵　提案する樹木が存在する土地の地籍図

⑶　提案する樹木の所有者の一覧表

⑷　提案する樹木が存在する土地の登記事項証明書

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

４　施行省令第７条第１項第３号若しくは施行省令第１２条第１項第３号又は樹木省令第２条第１項第３号に規定する書類は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案（合意・同意）書（別記第２０号様式）とする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木として指定しない場合の通知）

第18条　法第２０条第３項又は法第２９条第３項の規定による通知は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案不採用通知書（別記第２１号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知等）

第19条　法第２１条第１項又は法第３０条第１項の規定による通知は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定通知書（別記第２２号様式）により行うものとする。

２　法第２１条第２項又は法第３０条第２項に規定する規則で定める標識は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

⑴　柏崎市景観重要建造物　別記第２３号様式

⑵　柏崎市景観重要樹木　別記第２４号様式

（景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可の申請等）

第20条　法第２２条第１項又は法第３１条第１項の許可の申請は、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可申請書（別記第２５号様式）正副２通により行うものとする。

２　市長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、許可をするときは、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可書（別記第２６号様式）に、前項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

３　市長は、法第２２条第２項又は法第３１条第２項の規定により現状変更を許可しない場合は、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更不許可通知書（別記第２７号様式）に、第１項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の協議）

第21条　法第２２条第４項（法第３１条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定による協議は、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更協議書（別記第２８号様式）により行うものとする。

２　前項に規定する協議書には、施行省令第９条第２項各号若しくは施行省令第１４条第２項各号又は樹木省令第４条第２項各号に掲げる図書を添付するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復等の命令）

第 22 条　法第２３条第１項（法第３２条第１項の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物又は景観重要樹木原状回復命令書（別記第２９号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第 23 条　法第２６条又は法第３４条の規定による命令は、景観重要建造物又は景観重要樹木管理改善措置命令書（別記第３０号様式）により行うものとする。

２　法第２６条又は法第３４条の規定による勧告は、景観重要建造物又は景観重要樹木管理改善勧告書（別記第３１号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の滅失等の届出）

第 24 条　条例第２１条又は条例第２３条の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木（滅失・損傷・枯死）届出書（別記第３２号様式）により行うものとする。

２　前項に規定する届出書のうち、景観重要建造物に係る届出書には、当該景観重要建造物の滅失又は損傷状況を示す図面及び写真を添付するものとする。

３　第１項に規定する届出書のうち、景観重要樹木に係る届出書には、当該景観重要樹木の滅失又は損傷状況を示す写真を添付するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知）

第 25 条　法第２７条第３項において準用する法第２１条第１項又は法第３５条第３項において準用する法第３０条第１項の規定による通知は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定解除通知書（別記第３３号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第 26 条　法第４３条の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書（別記第３４号様式）により行うものとする。

２　前項に規定する届出書のうち、景観重要建造物に係る届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　所有者の変更に係る土地又は建物の登記事項証明書

⑵　土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

３　第１項に規定する届出書のうち、景観重要樹木に係る届出書には、次に掲げる図書を添

付するものとする。

⑴　所有者の変更に係る土地の登記事項証明書

⑵　土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（景観重要建造物又は景観重要樹木の台帳）

第27条　法第４４条に規定する台帳は、景観重要建造物又は景観重要樹木管理台帳（別記第３５号様式）とする。

第５章　景観形成団体

（景観形成団体の認定の申請等）

第28条　条例第２４条第３項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、景観形成団体認定申請書（別記第３６号様式）正副２通に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

⑴　団体の規約

⑵　団体の活動区域を示す図面

⑶　団体の役員の氏名及び住所を記載した書類

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに認定の適否を決定するものとする。

３　市長は、前項の規定により認定したときは、景観形成団体認定通知書（別記第３７号様式）に、第１項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

４　市長は、第２項の規定により認定しないことを決定したときは、景観形成団体不認定通知書（別記第３８号様式）に、第１項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

（景観形成団体の規約の要件）

第29条　条例第２４条第１項第４号の規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

⑴　団体の設立目的

⑵　団体の名称

⑶　事務所の所在地

⑷　活動区域に含まれる町名

⑸　活動区域の名称

⑹　活動内容

⑺　構成員に関する事項

⑻　役員の定数、任期、職務分担及び選任方法に関する事項

⑼　会議に関する事項

⑽　会計に関する事項

（景観形成団体の変更の届出）

第 30 条　景観形成団体の認定を受けたものが、第２８条第１項に規定する申請書の内容を変更しようとするときは、景観形成団体変更届出書（別記第３９号様式）に、変更の内容を明らかにする書類を添付して市長に提出するものとする。

（景観形成団体の認定取消しの通知）

第 31 条　市長は、条例第２４条第４項の規定により景観形成団体の認定を取り消すときは、景観形成団体認定取消通知書（別記第４０号様式）により通知するものとする。

第６章　景観協定

（景観協定の認可申請）

第 32 条　法第８１条第４項又は法第９０条第１項の規定による認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（別記第４１号様式）正副２通に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

⑴　法第８１条第２項各号に規定する事項を記載した図書

⑵　景観協定の土地の区域（以下「景観協定区域」という。）及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺２,５００分の１以上のもの

⑶　法第８１条第１項に規定する土地所有者等の全員の合意によることを証する書類

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　前項第３号に規定する書類は、景観協定合意書（別記第４２号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

⑴　景観協定区域の地籍図

⑵　景観協定区域の土地所有者等の一覧表

⑶　景観協定区域の土地の登記事項証明書

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（景観協定の変更の認可申請）

第33条　法第８４条第１項の規定による認可の申請は、景観協定変更認可申請書（別記第４３号様式）正副２通に、変更の内容を明らかにする書類を添付して行うものとする。

（景観協定の廃止の認可申請）

第34条　法第８８条第１項の規定による認可の申請は、景観協定廃止認可申請書（別記第４４号様式）正副２通に、景観協定区域の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意によることを証する書類のほか、市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

第７章　景観整備機構

（景観整備機構の指定の申請）

第35条　法第９２条第１項の規定による指定を受けようとする者は、景観整備機構指定申請書（別記第４５号様式）正副２通に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

⑴　定款

⑵　登記事項証明書

⑶　法人の組織及び沿革を記載した書類

⑷　事業計画書

⑸　資金計画書

⑹　法第９３条各号に掲げる業務に関する計画書

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（景観整備機構の変更の届出）

第36条　法第９２条第３項の規定による届出は、景観整備機構の名称等変更届出書（別記第４６号様式）に、変更の内容を明らかにする書類を添付して行うものとする。